

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『スキー場』

スキー・スノボ等、ウィンタースポーツを楽しむための施設





- ① スキーやスノーボードなどで、『雪山の斜面を滑る目的』で、ゲレンデとして整備されており
- ② 施設で管理しているチェアリフトやロープウェイ、ゴンドラなど『滑降する際のスタート地点まで人を運ぶ設備』がある
- ③ 『初心者向けのコース』もしくは、『キッズ向けに用意された滑降エリア、雪遊びエリア』がある施設

 に該当する施設が『スキー場』ジャンル



① スキーやスノーボードなどで、『雪山の斜面を滑る目的』で、ゲレンデとして整備されており、

- ➡ 冬季の期間雪が自然と降り積もり、スキーやスノーボードなどで遊べるだけでは、スキー場に当てはまりません。
- ➡ 山の斜面であること。街中の公園などはスキーが出来ても、スキー場ジャンルはつきません。
- ※ 山の斜面を、スキー、スノーボードなどの雪上を滑走するための道具を用い、滑降する目的で、安全に滑れるように整備がされていることが必要となります。



② 施設で管理しているチェアリフトやロープウェイ、ゴンドラなど『滑降する際のスタート地点まで人を運ぶ設備』がある

- ➡ 山の上部からスキー・スノーボードで滑降してくるために、滑降地点まで人を運ぶ設備があること、そしてスキー場として運営している間は実際に運用されている事が必要となります。

③ 『初心者向けのコース』もしくは、『キッズ向けに用意された滑降エリア、雪遊びエリア』がある施設

- ➡ 子供が安心して滑ることが出来るように配慮されたコースがあること。もしくは、スキー、スノーボード以外の子供向けのアクティビティが用意されていること。